

随 意 契 約 理 由 書

工事名 : 堺泉北港外 堺泉北港湾事務所外 防災無線設備改造工事

本工事は、堺泉北港湾事務所および深日出張所の潮位計の電源バックアップをすべく、自家発電設備に接続されている大阪府防災行政無線分電盤の改造を行うものであります。

当該電気設備は、製造者が独自に開発設計した技術等が採用されており、工事を実施するにあたってはシステムの機器構成の把握及び専門知識など特別な能力が必要です。

以上の事由により、当システムの設計・製作・施工を実施した日本電気株式会社 関西支社からメンテナンス部門及び改造工事部門を受け継ぎ、かつ同設備の点検整備に係わってきたNEC ネットエスアイ株式会社関西支社以外に本工事を遂行できるものがないため、同社より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第 62 条の規定に基づき複数の者から見積を徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、NEC ネットエスアイ株式会社関西支社でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積の徴取を省略するものです。